

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

千葉市長 神谷 俊一 殿



令和 5年 6月 28日

届出者

住所 東京都千代田区内幸町1-1-3
 氏名 東京電力パワーグリッド株式会社
 代表取締役社長 金子 禎則
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 (03) 6373-1111

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 4 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉資材置場		
保管事業場の所在地	千葉県千葉市若葉区桜木1-21-2		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	調達室 資材環境グループ 地域環境第三チームリーダー 小田切 浩志	電話番号	(070) 4572-3120
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
⑬-037	柱上変圧器油（柱上トランス油）						R9.3	12 缶	10 kg	低濃度	一斗缶	囲い有、 掲示有	分別	なし		下記トランス油
⑬-036	柱上変圧器（柱上トランス）						R9.3	1 台	48 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		油抜き
⑬-030	計器用変成器						R9.3	1 台	205 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		単相計器用変流器49Kv以下

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
⑰-032	計器用変成器						R9.3	3 台	720 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		単相計器用変流器50~85kvまで
⑰-031	計器用変成器						R9.3	6 台	8,100 18606 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		単相計器用変流器86kv以上
⑰-029	計器用変成器						R9.3	4 台	2,720 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		計器用変圧器 66kv
⑳-038	リアクトル						R9.3	3 個	15,000 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		リアクトル 800KVA
⑳-039	コンデンサー (3kg未満) 改正						R9.3	4 個	17,600 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		高圧コンデンサ 電力用蓄電器501以上
24-022	OFケーブル						R9.3	1,811 m	16,710 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		鋼製ドラム付 第二種工業規格(6本)濃度不該当 そごう拾得(2本),濃度0.5ppm
⑮-022	OFケーブル						R9.3	681 m	5,539 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		鋼製ドラム付(2本) ドラム缶(1本) 濃度不明
⑳-034	その他電気機械器具						R9.3	3 台	420 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		ブッシング
⑮-034	その他電気機械器具						R9.3	6 台	24,210 24486 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		ブッシング
⑮-033	その他電気機械器具						R9.3	2 台	10,500 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		(遮断機) 51~ 85kvまで
24-040	その他						R9.3	1 個	4 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		プラスチック屑
⑮-027	その他						R9.3	2 台	2,900 kg	低濃度	なし	囲い有、 掲示有	分別	なし		閉鎖型避雷器

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量 ×台数)				
4-024	ウエス						1 缶	30 kg	低濃度	R4.10.12	撤去による倉入	非金属系汚染物
4-041	その他						6 缶	1,200 1330 kg	低濃度	R4.11.22	撤去による倉入	非金属系汚染物
4-041	その他						6 缶	1,200 1158 kg	低濃度	R4.11.8	撤去による倉入	非金属系汚染物
4-026	その他						1 缶	50 kg	低濃度	R4.11.8	撤去による倉入	非金属系汚染物
4-025	その他						2 缶	30 kg	低濃度	R4.10.12	撤去による倉入	非金属系汚染物

(第2面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量 ×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量 ×台数)		処分年月日	処分後の 廃棄物の 種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の 名称	処分年月日	
17-031	計器用変成器		東芝	AMR- PM250EC1	S45.9		1 台	474 kg	低濃度			R4.9.5	杉田建材(株)	R4.9.17	
18-034	その他電気機械器具		日立	LV651	S42		2 台	948 kg	低濃度			R4.9.5	杉田建材(株)	R4.9.17	ブッシング
18-034	その他電気機械器具		日立	04240158- A	S42		4 台	1,898 kg	低濃度			R4.9.5	杉田建材(株)	R4.9.17	ブッシング
17-031	計器用変成器		東芝	AMR- PM250EC1	S45.9		1 台	664 kg	低濃度			R4.9.22	杉田建材(株)	R4.9.28	
18-034	その他電気機械器具		日立	LV651	S42		2 台	1,328 kg	低濃度			R4.9.22	杉田建材(株)	R4.9.28	ブッシング
18-034	その他電気機械器具		日立	04240158- A	S42		3 台	1,328 kg	低濃度			R4.9.22	杉田建材(株)	R4.9.28	ブッシング
17-031	計器用変成器		東芝	AMR- PM250EC1	S45.9		1 台	2,990 kg	低濃度			R4.10.26	杉田建材(株)	R4.11.6	
17-031	計器用変成器		東芝	AMR- PM250EC1	S45.9		1 台	3,020 kg	低濃度			R4.10.12	杉田建材(株)	R4.10.18	
18-034	その他電気機械器具						2 台	228 kg	低濃度			R4.10.26	杉田建材(株)	R4.11.11	非金属系汚染物
4-024	ウエス						1 缶	93 kg	低濃度			R4.10.12	杉田建材(株)	R4.10.22	非金属系汚染物
4-025	その他						2 缶	186 kg	低濃度			R4.10.12	杉田建材(株)	R4.10.22	非金属系汚染物
24-021	その他						5 本	572 kg	低濃度			R4.10.26	杉田建材(株)	R4.11.11	金属系汚染物
24-021	その他						5 本	471 kg	低濃度			R4.10.12	杉田建材(株)	R4.10.22	金属系汚染物
17-031	計器用変成器		東芝	AMR- PM250EC1	S45.9		1 台	2,746 kg	低濃度			R4.11.22	杉田建材(株)	R4.12.16	

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
17-031	計器用変成器		東芝	AMR-PM250EC1	S45.9		1 台	3,000 kg	低濃度			R4.11.8	杉田建材(株)	R4.11.25	
18-034	その他電気機械器具						2 台	2,414 kg	低濃度			R4.11.22	杉田建材(株)	R4.12.7	ブッシング
18-034	その他電気機械器具						2 台	1,780 kg	低濃度			R4.11.8	杉田建材(株)	R4.11.21	ブッシング
17-022-01	その他電気機械器具						1 台	254 kg	低濃度			R4.11.22	杉田建材(株)	R4.12.16	送油ポンプ・送油配管
4-041	その他						6 缶	1,330 kg	低濃度			R4.11.22	杉田建材(株)	R4.11.26	非金属系汚染物
4-041	その他						6 缶	1,158 kg	低濃度			R4.11.8	杉田建材(株)	R4.11.23	非金属系汚染物
4-026	その他						1 缶	50 kg	低濃度			R4.11.8	杉田建材(株)	R4.11.23	非金属系汚染物
24-041	その他						1 缶	42 kg	低濃度			R4.11.8	杉田建材(株)	R4.11.23	非金属系汚染物
17-035	その他						1 台	1,890 kg	低濃度			R4.11.18	オオノ開発(株)	R4.11.21	車両(ダブルキャブトラック2t)
15-023	その他						1 式	890 kg	低濃度			R4.11.8	杉田建材(株)	R4.11.21	配電盤専用鉄箱に格納
15-021	その他						1 本	1,206 kg	低濃度			R4.11.22	杉田建材(株)	R4.12.7	コンサベータ

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所 並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日		
	該当なし															

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	東京電力パワーグリッド株式会社 千葉資材置場		
所在事業場の所在地	千葉県千葉市若葉区桜木1-21-2		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	調達室 資材環境グループ 地域環境第三チームリーダー 小田切 浩志	電話番号	(070) 4572-3120
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		
	該当なし											

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（令和元年度の保管状況を届け出る場合の例：1-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

